

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン共和国全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画 (The Project for Human Resource Development Scholarship)
- (4) 事業の要約：本事業は、フィリピン政府の中枢において活躍し得る若手行政官等による本邦大学院における学位（修士・博士）取得を支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本事業を実施する外交的意義

フィリピンは、海上交通路の要衝に位置し、地政学上及び地域安全保障上重要な国であり、同国の持続的発展は、東アジア地域の安定と発展に資する。また、同国は、民主主義や市場経済といった我が国と共通の価値観及び多くの戦略的利益を共有する、東アジアにおける重要なパートナー。

2015 年 6 月に日・フィリピン首脳間で策定された「地域及びそれを超えた平和、安全及び成長についての共通の理念と目標の促進のために強化された戦略的パートナーシップに関する日本-フィリピン共同宣言」において、「日本政府は、人材育成の拠点となるための当国政府の取組を支援するため、人材育成その他の協力プログラムを更に強化する。」とされており、本事業の実施はこれを具現化するものである。

- (2) 当該国における中核人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

- (3) 中核人材育成に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

対フィリピン共和国国別開発協力方針（2012 年）では、「包括的成長」の実現に向けた支援を基本方針とし、重点分野である「投資促進を通じた持続的経済成長」の実現に向け、行政能力の向上に対する支援を実施するとしており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

- (4) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとして、主に米国やオーストラリアが挙げられる。特に、米国は産業振興分野における高等教育支援を実施している。なお、詳細は

協力準備調査にて確認する。

(5) 本事業を実施する開発政策上の意義

フィリピンの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査する必要がある。

本事業は、我が国及び JICA の援助方針・分析に合致している。また、「国家安全保障戦略」において、「開発途上国から将来指導者となることが期待される優秀な学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、その経験や知見を学ぶとともに、我が国との相互理解を促進し、出身国の持続的な経済・社会発展に役立てるための人材育成を一層促進する。」とされており、本事業は「国家安全保障戦略」という政府の重要政策に沿った施策である（「重要政策との関係」）。さらに、本事業は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4 に貢献するものである。

本事業は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、フィリピン政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）取得を支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

1 期あたり最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

③ 他の JICA 事業との関係：特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

国家経済開発庁（The National Economic and Development Authority）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制

本事業の円滑な実施のために、当国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、当国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：国家経済開発庁、公務員委員会、外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA フィリピン事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

以 上